

# プラスチック製買物袋の有料化 ～2020年7月1日スタート～

令和2年2月

財務省



農林水産省  
MAFF



# 海洋プラスチックごみ問題の概要

- 近年、プラスチックゴミの海洋流出が、新たな地球規模の問題に。
- 温暖化に続く、21世紀の新たな地球環境問題。

## 1. 海岸での漂着ごみの事例



山形県酒田市飛島



長崎県対馬市

## 2. 漂着物の例



漁具



ポリタンク



洗剤容器

## 3. 懸念される影響

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響

⇒近年、海洋中のマイクロプラスチック（※）が生態系に及ぼす影響が懸念されている。  
※サイズが5 mm以下の微細なプラスチックごみ

海洋生物への影響



出典: タイ天然資源環境省

マイクロビーズ



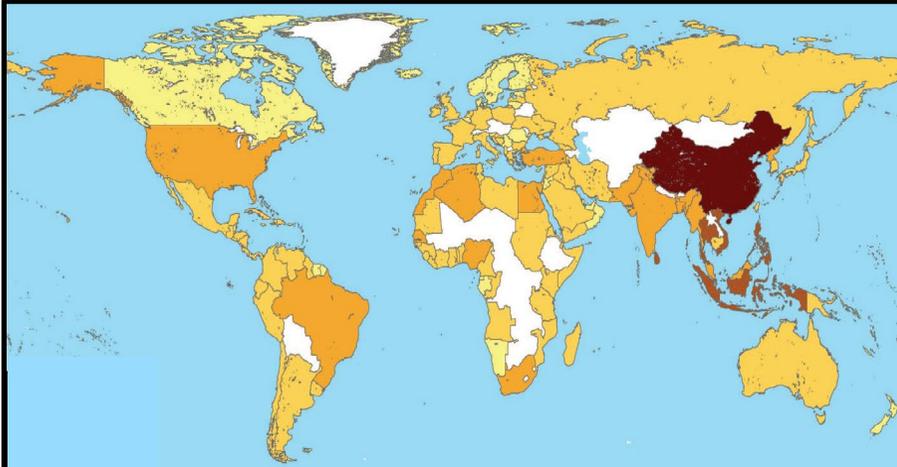
微細なプラスチック片



九州大学 磯辺研究室提供

# 海洋プラスチックごみの現状

## 陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量(2010年推計)ランキング



海岸から50km以内に居住している人々によって不適正処理されたプラスチックごみの推計量(2010年)で色分けした地図(濃い色ほど、ごみの発生量が多い。)

1位	中国	132~353万 t/年
2位	インドネシア	48~129万 t/年
3位	フィリピン	28~75万 t/年
4位	ベトナム	28~73万 t/年
5位	スリランカ	24~64万 t/年
	⋮	
20位	アメリカ	4~11万 t/年
	⋮	
30位	日本	2~6万 t/年

○陸上から海洋に流出したプラスチックゴミの発生量(2010年推計)を人口密度や経済状態等から国別に推計した結果、1~4位が東・東南アジアであった。

(参考)Plastic waste inputs from land into the ocean (2015.Feb. Science)

○ダボス会議(H28.1月)では、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過するとの試算が報告された(重量ベース)。

(参考)The New Plastics Economy Rethinking the future of plastics(2016.Jan. World Economic Forum)

## 背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

## 重点戦略

### 基本原則：「3R+ Renewable」

### 【マイルストーン】

- リデュース等**
- ▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
  - ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進

- リサイクル**
- ▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
  - ▶ 漁具等の陸域回収徹底
  - ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
  - ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
  - ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム

- 再生材  
バイオプラ**
- ▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
  - ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
  - ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
  - ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
  - ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

- 海洋プラスチック対策**
- ▶ プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した
  - ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
  - ▶ 海岸漂着物等の回収処理
  - ▶ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
  - ▶ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)
  - ▶ 代替イノベーションの推進

- 国際展開**
- ▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
  - ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

- 基盤整備**
- ▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
  - ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
  - ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
  - ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
  - ▶ 資源循環関連産業の振興
  - ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
  - ▶ 海外展開基盤

- <リデュース>**
- ① **2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制**
- <リユース・リサイクル>**
- ② **2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに**
  - ③ **2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル**
  - ④ **2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用**
- <再生利用・バイオマスプラスチック>**
- ⑤ **2030年までに再生利用を倍増**
  - ⑥ **2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入**

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

## そのレジ袋、 必要ですか？



何気なくもらっているプラスチック製買物袋

有料化を通して、その袋が本当に必要か  
考えてもらうきっかけに



マイバックの持参等の  
消費者のライフスタイルの変革を促し、  
過剰な使用を抑制

# プラスチック製買物袋の有料化に向けた省令改正

- レジ袋など容器包装の使用合理化の取組を定める「容器包装リサイクル法」の省令（※）について、以下のとおり改正を行った。
- 小売事業を行う際には容器包装の使用の合理化に向けた①～⑤の取組のうちいずれかを行うことが義務づけられているところ、今般の改正により、レジ袋（プラスチック製買物袋）については有料化が必須となった。

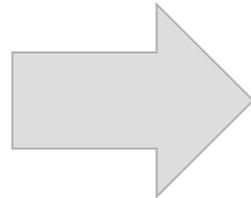
（※）改正省令：

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

## 【改正前】

<容器包装全般について>

- ①有料化
- ②ポイント還元
- ③マイバッグの提供
- ④声がけの推進
- ⑤その他取組



## 【改正後】

<プラスチック製買物袋について>

**有料化 が必須**

<容器包装全般について>

- ①有料化
- ②ポイント還元
- ③マイバッグの提供
- ④声がけの推進
- ⑤その他取組

1. 対象となる事業者
2. 対象となる袋
3. お金（価格設定と売上の使途）
4. その他

# 1. 対象となる事業者

## 対象となる事業者

事業において容器包装を用いる者であって、小売業に属する事業を行う者

⇒ プラスチック製買物袋を扱う小売業を営むすべての事業者

## <判断ポイント>

### [1. 小売業を行うか]



主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業など）も、**事業の一部として小売業を行っている場合は対象**

対象となる例

- 1) 製造業者や卸売業者が、製品をショッピングモールや百貨店で販売する
- 2) 美容サロンで美容グッズを販売する

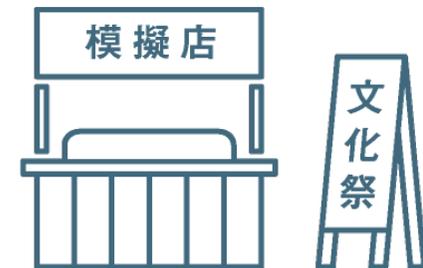
※小売業とは、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食物品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

### [2. 事業であるか]

・**反復継続性** などをもとに総合的に判断

対象外となる例

学園祭における模擬店



1. 対象となる事業者
2. 対象となる袋
3. お金（価格設定と売上の使途）
4. その他

## 2. 対象となる袋（全体概念図）

あらゆるプラスチック製買物袋は有料化することにより  
過剰な使用を抑制していくことが基本

### 省令に基づく有料化の対象

- 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋

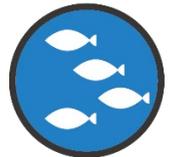


対象とならない買物袋についても  
環境価値に応じた価値付け等を推進

- 厚さが50 $\mu\text{m}$ 以上の買物袋



- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋



- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋



使用される買物袋については、上記のものや紙等の再生可能資源を用いたもの等への転換を推進

## 2. 対象となる袋（法令に基づく対象の袋）

### 法令に基づく対象の袋

消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋

### <判断ポイント>

#### [1. 素材]

対象



プラスチック

対象外



紙

布

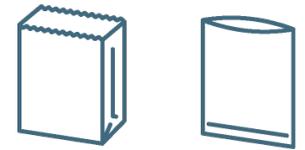
#### [2. 持ち手]

対象



持ち手がある

対象外



持ち手がない

#### [3. 商品を入れるか]

対象



袋の中身が  
商品

対象外



景品

試供品

※表示により商品と明確に  
区別されるもの

#### [4. 辞退できるか]

対象



消費者が  
辞退できる

対象外



袋が商品の  
一部

別の法令で  
決められたもの  
(免税の袋など)

## 2. 対象となる袋（法令に基づく対象外の袋）

### 法令に基づく対象外の袋

環境性能が認められ、**その旨の表示がある**以下3種類の袋

#### 1. プラスチックのフィルムの**厚さが50マイクロメートル以上**

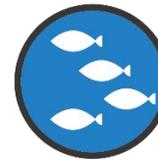


繰り返し使用することが可能なため、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制に寄与

【必要な表示】

- ・フィルムの厚さが50マイクロメートル以上
- ・繰り返し使用を推奨

#### 2. **海洋生分解性プラスチック**の配合率**100%**



海洋で分解するプラスチックであるため、海洋プラスチックごみ問題対策に寄与

【必要な表示】

- ・海洋生分解性プラスチックの配合率100%
- ・第三者による認定または認証

#### 3. **バイオマス素材**の配合率**25%以上**



植物由来であるため、地球温暖化対策に寄与

【必要な表示】

- ・バイオマス素材の配合率25%以上
- ・第三者による認定または認証

1. 対象となる事業者
2. 対象となる袋
3. お金（価格設定と売上の使途）
4. その他

# 3. お金（価格設定と売上の用途）

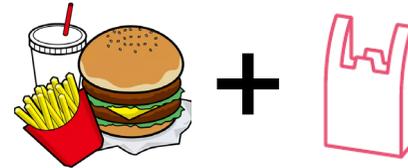
価格設定と売上の用途は、**事業者が自ら設定**

## <留意点>

### 1. 商品との一体価格の表示

商品の価格とプラスチック製買物袋の価格を一体として表示する場合、プラスチック製買物袋の価格が明らかとなるように提示

(例)



ハンバーガーセット ¥735  
(レジ袋代¥5を含む)

※レジ袋の代金を商品価格に含めた場合であっても、レジ袋代金の消費税率は10%となることに注意。

### 2. 1円以上の価格設定

1枚当たり1円未満の価格設定は有料化には当たらない

### 3. 1枚ごとの値付け

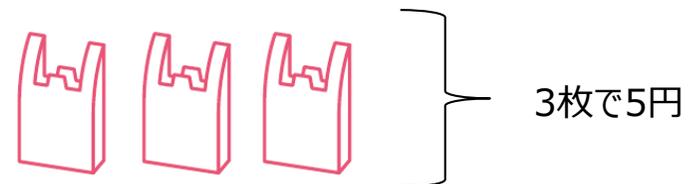
複数枚のプラスチック製買物袋を提供する際、1枚ごとに価格を設定

(ダメな例)



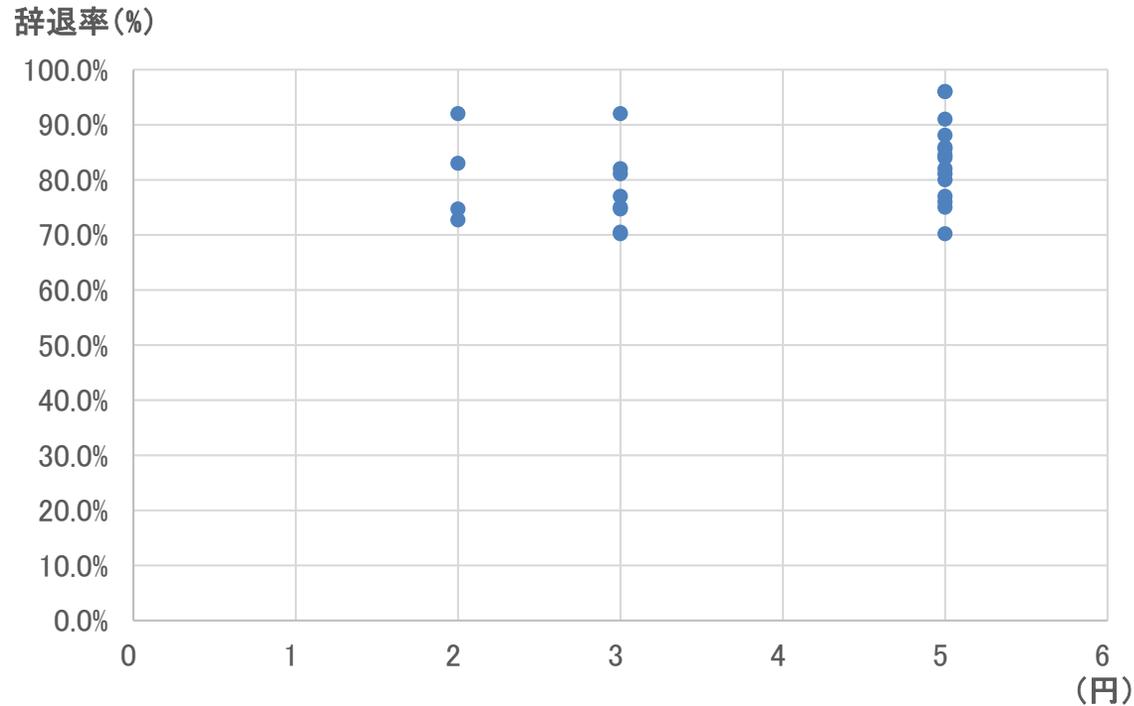
1枚目 3円

2枚目以降 無料



# (参考) 3. お金 (価格設定と売上の用途)

## <有料化における価格と辞退率の相関図>



サンプル18者。なお、事業者が同一であっても価格設定が異なる場合があるため、異なる事例として一部重複掲載の例あり。(参照：環境省調べ)

## 有料化の先行事例

### [例1]

業態：スーパーマーケット

価格：2円/枚

辞退率：83%

### [例2]

業態：百貨店

価格：大 5円/枚、小 3円/枚

辞退率：77%

※自治体と協定を締結

### [例3]

業態：ホームセンター

価格：5円/枚

辞退率：97%

※自治体と協定を締結

1. 対象となる事業者
2. 対象となる袋
3. お金（価格設定と売上の使途）
4. その他

## 4. その他

### フォローアップ

- ・定期報告制度による報告（容器包装を年間50トン以上使用者が該当）
- ・各事業者・業界による取組状況の自主的な情報発信を推奨
- ・法令に基づく有料化の対象外の袋について、無作為にサンプル調査を実施

### <定期報告様式の変更点>

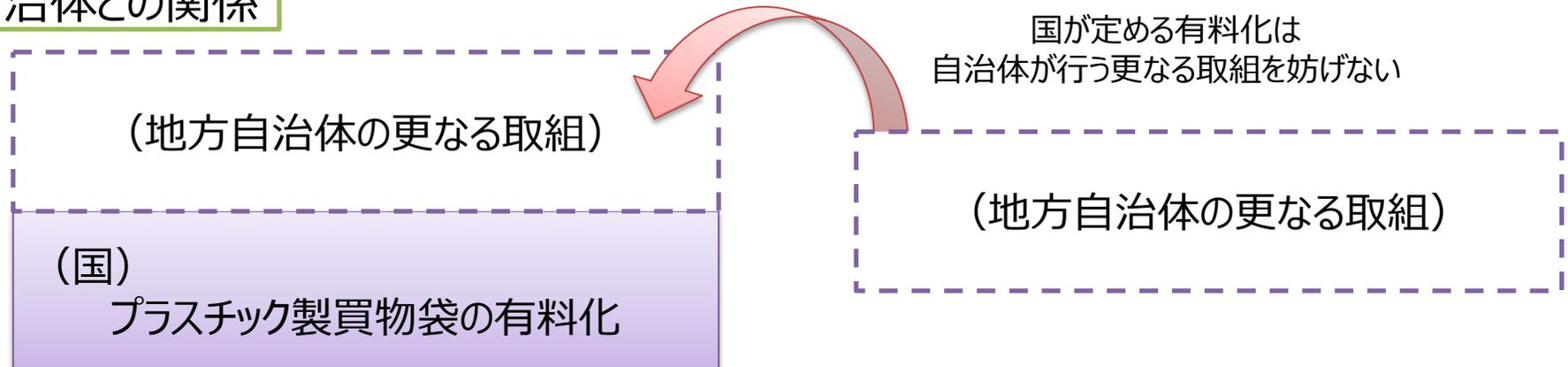
#### プラスチック製買物袋の

- ・用いた量
- ・用いた量と密接な関係をもつ値（売上高、店舗面積、その他）
- ・使用原単位
- ・過去5年間の使用原単位の変化状況（算定を始めた年以降）
- ・排出抑制に関して基づき実施した取組

#### 改正スケジュール

2020年7月1日 施行  
2021年4～6月 2020年度の報告から適用

### 地方自治体との関係



# 今後の広報計画（全体像）

1月

- ・事業者向け説明会を随時開催
- ・相談窓口の開設
- ・広報媒体の公表①

事業者向け：パンフレット（A4サイズ、4ページ程度、HPで掲載）、チラシ（A4サイズ）  
消費者向け：ポスター（A1サイズ）

- (1) レジ袋有料化実施の周知（公表済）
- (2) 環境にやさしいレジ袋の周知（4月頃）
- (3) マイバック持参の呼びかけ（6月頃）



2月

- ・政府広報（BS番組、インターネット広告等）
- ・広報用サイト開設

[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag\\_top.html](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html)

3月

- ・広報媒体の公表②
- 店内放送用の音声（30～60秒程度）  
POP（10cm×10cm及び15cm×15cm、スイングタイプ）
- (1) 7/1 全国一律有料化実施の周知
  - (2) マイバック持参の呼びかけ



5月

- ・メディア等を活用した広報本格開始（TVCM、車内広告等）

7月

- ・プラスチック製買物袋の有料化スタート 改正省令施行（前倒しで有料化を実施することを推奨）

# お問い合わせ先

○プラスチック製買物袋お問い合わせ窓口（月～金曜日（祝日除く）9:00～18:15）

 事業者の  
皆様向け 0570-000930

 消費者の  
皆様向け 0570-080180

○ホームページ



プラスチック製買物袋について、詳細情報はホームページから確認できます。ぜひご覧ください。

- ・プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン
- ・広報ツール
- ・説明会の開催情報



レジ袋有料化 7月1日スタート

検索



2020年7月1日より  
レジ袋有料化がスタートします。



～ご協力のお願い～

## レジ袋が必要な方は カードのご提示をお願いします！

経済産業省では、**本年7月1日から全国一律でスタートする“レジ袋有料化”**に向けて、周知活動やマイバッグ携行の啓発等の取組を行っているところです。

この度、**当省庁舎内店舗において、レジ袋有料化を前倒して実施**することになりました。  
(開始時期は本年2月中を予定)

それに先立ち、**当省地下1階ファミリーマートにおいて、『ナッジ』と呼ばれる行動経済学的手法を活用した検証を開始**いたします。

(実施期間は1月27日から2月14日までの3週間)

※1月27日～2月14日はセルフレジ脇にはレジ袋は設置されませんのでご注意ください。

### ★レジ袋が必要な場合★

レジ袋が必要な方は、



レジ前に設置している  
こちらの申告カードの  
ご提示をお願いします。





## ～農林水産省レジ袋削減キャンペーン～

令和2年1月から、庁舎内の売店、食堂の協力を得て、ポスターの掲示や来店者へのマイバッグ持参をお願いしています。

## レジ袋削減・マイバッグ持参でお買物！

農林水産省では、平成30年11月より“農林水産省プラスチック資源循環アクション宣言”に基づき当省内において、

- ① マイバッグの活用等による、不必要なワンウェイのプラスチックの使用の自粛
- ② 会議等における、ワンウェイのプラスチックカップ等の不使用
- ③ 弁当容器その他のプラスチック製容器包装等について、分別回収の徹底と回収方法の改善に取組んできました。

令和2年1月からは、執務室に共用のマイバッグを常備するとともに、庁舎内の売店、食堂の協力を得て、ポスターの掲示や来店者へのマイバッグ持参の声かけを実施することで、レジ袋削減に取り組んでいます。



執務室に共用のマイバッグを設置